

松山市立小中学校体育館等空調整備業務委託(債務負担行為)
参加表明に関する質疑への回答

質疑No.	区分	質疑事項	回答	回答公表日
1	4.(2) 参加者に共通する参加資格	令和8年度松山市競争入札参加有資格者名簿に登録がない場合は、どのような書類を、いつのタイミングでご提出すればよろしいでしょうか。	・実施要領[9.(3)]に記載する書類を、参加表明時にご提出ください。 ・なお、直近の松山市競争入札参加資格審査申請の際に手続きを行ってください。	R8.8.4
2	4.(5) 再委託	再委託を検討している場合、再委託元の企業は「業務別の参加資格」の要件を満たしている必要はなく、再委託先の企業が当該要件を満たしていればよい、との理解でよろしいでしょうか。	・お見込みのとおりです。ただし、再委託は実施要領[4.(5)]に示す技術者のみとなり、これを再委託する場合は、実施要領[4.(3)]の要件を満たすものとします。	R8.8.4
3	実施要領 参加表明について	参加表明後に辞退した場合でも、辞退届を提出すればペナルティはないという認識でよろしいでしょうか。	・お見込みのとおりです。辞退される際は参加辞退届出書[様式8]をご提出ください。	R8.8.4
4	実施要領 参加表明について	公正性及び競争性の確保の観点から確認です。本事業に関連する事前検討業務、要求水準書等の作成支援業務、又はこれに類する設計・検討業務に携わった法人及び当該法人と資本関係又は人的関係を有する法人は、本プロポーザルの参加資格を有しないとの理解でよいでしょうか。 併せて、参加資格の有無を判断する対象業務の範囲をご教示ください。	・実施要領[4. 参加資格]に記載のとおりです。	R8.8.4
5	実施要領 不可抗力について	天災・世界情勢や本事業の関係者の反対や機器の納期遅延等の影響が契約締結時より悪化し、事業開始期間を超えてしまう可能性がある場合、不可抗力とみなし協議いただけたらと考えてよろしいでしょうか。	・原則、提案書で示されたスケジュールに従い進行するものとします。ただし、天災・世界情勢の影響による機器の納期遅延等が発生した場合は不可抗力とみなし、発注者と受注者による協議を実施するものとします。	R8.8.4
6	実施要領 固定資産税について	固定資産税は不要という認識でよろしいでしょうか。	・お見込みのとおりです。	R8.8.4
7	実施要領 保証金について	入札保証金及び契約保証金は免除という認識でよろしいでしょうか。 免除ではない場合、免除条件をお示しください。	・入札保証金については納付不要です。 ・契約保証金の免除については、「松山市契約規則(平成20年3月24日規則第11号)」第42条の規定によるものとし、本業務については契約書・約款(案)第5条に定めるとおりとします。	R8.8.4

松山市立小中学校体育館等空調整備業務委託(債務負担行為)
参加表明に関する質疑への回答

質疑No.	区分	質疑事項	回答	回答公表日
8	様式1-3 構成者間で交わされた協定書	本事業では、コンソーシアムを組成し、グループとして事業に取り組む予定であることから、グループ協定書を締結する予定です。提出書類としては、当該グループ協定書の提出でよろしいでしょうか。	・お見込みのとおりです。	R8.8.4
9	様式1-3 グループ構成表	記載の役割以外の機器供給役割等の構成員が参加する場合は、担当役割欄に役割名称を記載し、提出するという認識でよろしいでしょうか。	・施工業務(機器供給)としてください。ただし、実施要領[4. (3)]に記載する施工業務の要件を満たす企業を施工業務の担当として別で配置する必要があります。	R8.8.4
10	様式1-4ウ② 施工実績	施工実績について、PFI事業においてSPCから構成企業として受注した工事は、元請としての施工実績に含めることができるとの理解でよろしいでしょうか。	・お見込みのとおりです。	R8.8.4
11	様式1-4ウ② 実績を確認できる書類	実績を確認できる書類として、「CORINS(コリンズ)」の登録内容を提出してもよろしいでしょうか。	・お見込みのとおりです。	R8.8.4
12	様式2(2) 関連業務ごとの売上高表	経営状況等調査表について、「関連業務」とは、具体的にどのような業務を指すのでしょうか。	・空調関連業務を想定しております。	R8.8.4
13	契約書(案) 前払い金及び部分払い	前払い金の支払いのタイミングはR8年12月から前払い金の請求が可能との認識でよろしいでしょうか。 また、中間払いは、各年度で請求毎にお支払いいただけるという認識でよろしいでしょうか。	・前払い金の支払いは、実施要領[12. (3)]に記載のとおり、令和9年4月以降とします。 ・業務委託料は各年度で請求できますが、契約書・約款(案)第38条に記載のとおり、各年度における請求回数は2回までとします。	R8.8.4